

霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月28日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中「220円」を「230円」に、「5円」を「6円」に改める。

別表第2の2の表中

「

1時間につき130円
1時間につき160円
1棟1泊につき5,150円
1棟につき1,750円
1棟1泊につき1,080円
1棟につき540円
1棟1泊につき3,090円
1棟につき1,550円
1人1泊につき2,580円
1人につき780円
1人1泊につき2,060円
1人につき780円
1人1泊につき1,550円
1人につき470円

1人1泊につき 1,030円
1人につき 470円

」を

「

1時間につき 140円
1時間につき 190円
1棟1泊につき 5,250円
1棟につき 1,790円
1棟1泊につき 1,100円
1棟につき 550円
1棟1泊につき 3,150円
1棟につき 1,580円
1人1泊につき 2,630円
1人につき 800円
1人1泊につき 2,100円
1人につき 800円
1人1泊につき 1,580円
1人につき 480円
1人1泊につき 1,050円
1人につき 480円

」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ること並びに令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられたことを踏まえ、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。